

臨時会第4号議案

春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月30日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容に鑑み、これに準じて、本市の一般職の職員の期末手当について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 春日市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。